

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱

(平成14年2月15日熊本県告示第124号)

(平成16年3月31日熊本県告示第333号一部改正)

(平成19年6月29日熊本県告示第589号の4一部改正)

(令和3年7月26日熊本県告示第671号一部改正)

(令和7年6月27日熊本県告示第522号一部改正)

(目的)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「法」という。)において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められている趣旨等を踏まえ、工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理については、本要綱により行う。

(対象工事)

第2条 本要綱により苦情処理の対象となる工事は、次の各号に定めるものとする。ただし、予定価格が400万円を超えないものを除く。

- (1) 条件付一般競争入札方式によった工事
- (2) 指名競争入札方式によった工事
- (3) 随意契約によった工事

2 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣が定める額以上の工事については、「熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱」(平成8年熊本県告示第446号の2)に基づく熊本県政府調達苦情検討委員会により苦情処理を行うものとする。

(審議機関)

第3条 一次苦情申立ての処理機関は、第2条第1項の(1)については、競争参加資格の有無の決定を行った競争参加資格審査会を所管する部局等、第2条第1項の(2)については、指名業者の選定を行った建設業者指名審査会を所管する部局等、第2条第1項の(3)については、建設業者の選定を行った部局等(以下「選定部局等」という。)とする。

2 二次苦情申立ての処理機関は、熊本県入札監視委員会とする。

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次の各号に掲げるものとする。

(1) 条件付一般競争入札

競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められたもので、競争参加資格がないと認めた理由に対して不服がある者及びその他の手続に不服がある者は、選定部局等の長に対して競争参加資格がないと認めた理由及びその他の手続についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の工事種別について、入札参加者資格を有する者のうち、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、選定部局等の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の建設工事の種類について建設業の許可を有する者(建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。)で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、選定部局等の長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立書(別記様式1)により、選定部局等の長に対して行うものとする。

なお、書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情にあつては、選定部局等の長が競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日から起算して5日（熊本県の休日を含めない。）を含まない。）以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、選定部局等の長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内
- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、選定部局等の長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内

（苦情申立てへの回答）

第6条 苦情の申立てがあつた場合は、選定部局等の長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含めない。）以内に苦情申立てに係る回答書（別記様式2。以下「回答書」という。）により回答を行うものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

（苦情の申立ての却下）

第7条 選定部局等の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（苦情の申立てについての教示）

第8条 選定部局等の長は、苦情の申立てができる旨の教示を次の各号により行うものとする。ただし、本要綱の対象工事に係るものに限る。

- (1) 条件付一般競争入札にあつては、入札公告又は共通事項書において、第4条第1号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。
- (2) 指名競争入札にあつては、入札一覧表において第4条第2号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。
- (3) 随意契約にあつては、契約結果表において第4条第3号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

（苦情処理手続に係る明示）

第9条 選定部局等の長は、第4条から第6条に係る手続について、次の各号により明示するものとする。ただし、本要綱により対象となる工事に限るものとする。

- (1) 第4条第1号に係る手続については、競争参加資格確認通知書に記載する。
- (2) 第4条第2号に係る手続については、入札一覧表に記載する。
- (3) 第4条第3号に係る手続については、契約結果表に記載する。

（一次苦情処理結果概要の公表）

第10条 選定部局等の長は、申立者に回答を行ったときは、一次苦情処理結果概要（別記様式3）を速やかに公表するものとする。

（二次苦情の申立てができる者）

第11条 回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、選定部局等の長に対して、二次苦情の申立てを行うことができる。

（二次苦情申立ての方法）

第12条 二次苦情の申立ては、選定部局等の長から回答書を受け取った日から7日（休日を含めない。）以内に、二次苦情申立書（別記様式4）により選定部局等の長に対して行うことができるものとする。

2 二次苦情の申立てがあつた場合、選定部局等の長は、速やかに、「熊本県入札監視委員会設置要綱」

(平成14年熊本県告示第123号)により設置される熊本県入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続、二次苦情申立書の様式等については、本要綱及び熊本県入札監視委員会設置要綱によるものとする。

(二次苦情申立てへの回答)

第13条 選定部局等の長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を二次苦情申立てに係る回答書(別記様式5)により回答するものとする。

(二次苦情の申立ての却下)

第14条 選定部局等の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日以内(休日を含まない。)にその申立てを却下することができるものとする。

(二次苦情申立てについての教示)

第15条 選定部局等の長は、第6条に定める回答書に、二次苦情の申立てができる旨を教示するものとする。

(二次苦情処理手続に係る明示)

第16条 選定部局等の長は、第11条から第13条に係る手続について、第6条に定める回答書に記載して明示するほか、第9条の方法により明示するものとする。

(二次苦情処理結果の公表)

第17条 選定部局等の長は、二次苦情の申立者に回答を行ったときには、二次苦情処理結果概要(別記様式6)を速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 本要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 本要綱による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 第2条第1項の規定の適用については、当面、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

本要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別記様式 1

苦 情 申 立 書

年 月 日

(選定部局の長)

様

(苦情申立者の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

(電話番号)

1 苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

(選定部局の長)

苦情申立てに係る回答書

年 月 日付けで申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

3 二次苦情申立てについて

本回答書について異議がある場合は、二次苦情の申立てを行うことができます。

二次苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日から7日（熊本県の休日を定める条例（平成元年条例第10号）第1条に規定する熊本県の休日を含まない。）以内に書面により行うものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、本回答書に対し不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載してください。

一次苦情処理結果概要

1 一次苦情処理申立ての概要

申 立 日	年 月 日
申 立 者	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号
一次苦情の内容	1 一次苦情申立ての対象となる工事名 2 不服のある事項 3 2の主張の根拠となる事項
申 立 先	

2 回答の概要

回 答 日	年 月 日
回 答 者	
回答の内容	

二 次 苦 情 申 立 書

年 月 日

(選定部局の長)

様

(二次苦情申立者の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

(電話番号)

1 二次苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

別記様式 5

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

(選定部局の長)

二次苦情申立てに係る回答書

年 月 日付けで申立てがあった不服事項等について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

二次苦情処理結果概要

1 二次苦情処理申立の概要

申立日	年 月 日
申立者	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号
二次苦情の内容	1 二次苦情申立の対象となる工事名 2 不服のある事項 3 2の主張の根拠となる事項
申立先	

2 回答の概要

回答日	年 月 日
回答者	
回答の内容	

苦情処理手続の流れ

